

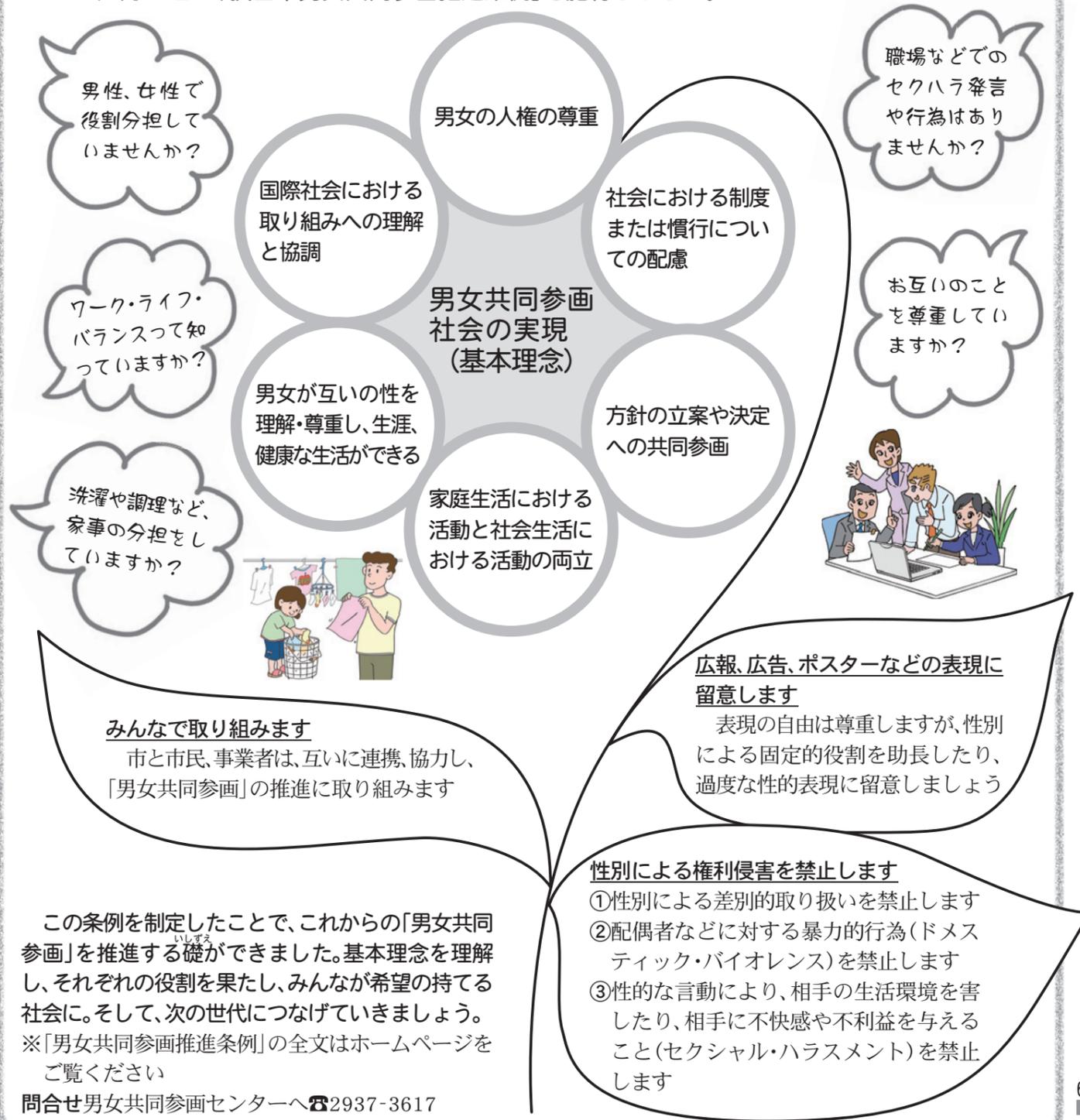


## 男女共同参画推進条例ができました！

# 「男女共同参画」って… どんなコト？

男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず自らの意思で、さまざまな分野に参画でき、個性と能力を十分に発揮できる社会。市では、市民の皆さんと協力し、そんな社会の実現に向け取り組んできました。

しかし、一部には「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識が依然として残っています。「男女共同参画社会」の実現に、自分に関係ないと思いませんか？社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個人の能力を発揮できる社会の実現を目指して、6月29日に「狭山市男女共同参画推進条例」を施行しました。



今年も継続

# 「臨時福祉給付金」を支給します

消費税の軽減税率措置が先送りされたことにより、平成26年度に引き続き、「臨時福祉給付金」を支給します。対象となる可能性のある方には申請書を郵送してまいりますので、早めの手続きをお願いします。

### 支給対象者と支給額

支給対象者／27年1月1日時点で狭山市に住民登録があり、27年度分の市民税(均等割)が課税されていない方

支給額／対象者一人につき6千円 ※課税されている方に扶養されている方(配偶者特別控除の対象者や、事業専従者も含む)や生活保護受給者などを除きます

### 支給までの流れ

8月7日付で、給付対象となる可能性のある方には、市から申請書をお送りしています

申請書に必要な事項を記入し、必要書類とあわせて提出してください(郵送の場合は、同封の返信用封筒をご利用ください)

内容を審査したうえで、10月以降、指定口座へ給付金を振り込みます

申請は12月28日までに

### 申請期間

8月10日(月)～12月28日(月)(郵送の場合は、12月31日の消印有効)  
※申請期間を過ぎると受給できません

### 申請方法

申請書を、持参か郵送で市役所2階臨時福祉給付金プロジェクトチームにご提出ください。また、次の日程で公民館でも受け付けします。  
【公民館受付日程】  
時間はいつでも9時30分～12時と13時から16時30分

日程	場所
8月25日(火)	水野公民館
8月26日(水)	新狭山地区センター
8月27日(木)	柏原公民館
8月28日(金)	広瀬公民館
8月31日(月)	堀兼公民館
9月1日(火)	入曽公民館
9月2日(水)	狭山台公民館
9月3日(木)	奥富公民館
9月4日(金)	水富公民館
9月7日(月)	富士見公民館

### 注意事項

①27年1月2日以降に狭山市に転

## 市民税が課税されない所得水準の目安

### ●給与所得者

区分	非課税限度額(給与収入額)
単身	96万5千円
夫婦	146万9千円
夫婦・子1人	187万9千円
夫婦・子2人	232万7千円

### ●年金所得者

区分	非課税限度額(年金収入額)	
単身	65歳以上	151万5千円
	65歳未満	101万5千円
夫婦	65歳以上	201万9千円
	65歳未満	159万2千円

※狭山市における非課税限度額

問合せ臨時福祉給付金コールセンターへ ☎2955・2181

入した方は、1月1日現在に住民登録があった市区町村へお問い合わせください

②配偶者からの暴力を理由に狭山市に避難し、27年1月1日までに住民登録ができていない方も一定の要件を満たす場合は、事前の申し出により給付金を受け取れる場合がありますので、お問い合わせください

この条例を制定したことで、これからの「男女共同参画」を推進する礎ができました。基本理念を理解し、それぞれの役割を果たし、みんなが希望の持てる社会に。そして、次の世代につなげていきましょう。 ※「男女共同参画推進条例」の全文はホームページをご覧ください

問合せ男女共同参画センターへ ☎2937-3617